

○伊勢広域環境組合管理者会規程

平成13年4月1日

組合規程第1号

改正 平成18年3月29日

平成19年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、伊勢広域環境組合規約第9条第3項の規定に基づき、伊勢広域環境組合管理者会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 伊勢広域環境組合管理者会（以下「管理者会」という。）は、管理者及び副管理者をもって組織する。

(会議)

第3条 管理者会の会議（以下「会議」という。）は、管理者が招集し、管理者がその議長となる。

2 管理者は、会議開催の日時、場所及び会議に付すべき事項を副管理者に対し、あらかじめ通知するものとする。

3 副管理者は、会議に出席できないときは、その所属する市町の職員で管理者が認める者を代理人として出席させることができる。

4 会議は、副管理者（前項の規定による代理人を含む。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

5 会議は、組合議会の提出案件その他運営に関し必要な事項について協議する。

(関係職員の出席)

第4条 管理者は、必要があると認めるときは、議事に関係のある職員の会議への出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録)

第5条 管理者は、伊勢広域環境組合事務局職員に会議録を調製させ、会議の顛末及び出席者の氏名その他必要な事項を記録させなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、管理者会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日組合規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日組合規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。